別表

〇一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反
道路運送法（以下「運送法」という。）第4条第1項	無許可経営	通達本文4.（1）②イ及び5.（1）③による	
運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	60日車	120日車
運送法第9条の2第2項（第9条第7項準用）	運賃料金の変更命令違反	通達本文5.（1）④イによる	
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	60日車	120日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更公示義務違反	警告	10日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反		
	①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離又は車庫の収容能力不足	40日車	80日車
	②営業所、車庫の区域内新設、移設等	20日車	40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反		
	各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反		
	主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称	警告	10日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	通達本文5.（1）④ロによる	
運送法第20条	営業区域外旅客運送	60日車	120日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反		
	1 未設定	20日車	40日車
	2 届出に係るもの	警告	10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反（規定の内容不適切）	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	通達本文5.（1）④ハによる	
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反		
	1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車
	2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	通達本文5.（1）④ニによる	
運送法第23条第1項	運行管理者の選任違反		
旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の9第1項	1 運行管理者数の不足	20日車	40日車
	2 運行管理者選任なし	通達本文4.（1）②ロ及び5.（1）③による	
	3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任	20日車	40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反		
	1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車
	2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車

運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	警告	10日車
	2 記載事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条の2第1項	運送引受書の交付義務違反		
	1 未交付	60日車	120日車
	2 記載事項の不備	警告	10日車
運輸規則第7条の2第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
運輸規則第7条の2第3項	申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反	20日車	40日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反		
	1 旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
	2 死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第15条の2第6項	特定自動運行旅客運送の運行時刻前発車等の禁止違反	勧告	警告
運輸規則第15条の2第9項	特定自動運行旅客運送の警音器吹鳴義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延に関する公示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反		
	①一部の車両が未締結又は不適合	10日車	20日車
	②全ての車両が未締結又は不適合	20日車	40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準 」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反		
	①設定不適切	警告	10日車
	②未設定	10日車	20日車
	2 勤務時間等基準告示の遵守違反		
	①各事項の未遵守計5件以下	警告	10日車
	②各事項の未遵守計6件以上15件以下	20日車	40日車
	③各事項の未遵守計16件以上(注)	40日車	80日車
	(注) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反		
	①未整備	30日車	60日車
	②管理、保守不適切	警告	10日車

運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反		
	1 睡眠施設の整備又は確保違反		
	①未整備・未確保5件以下	10日車	20日車
	②未整備・未確保6件以上	20日車	40日車
	2 管理、保守不適切(注)	警告	10日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1)		
	①未受診者1名	警告	10日車
	②未受診者2名	20日車	40日車
	③未受診者3名以上(注2)	15日車×未受診者数	30日車×未受診者数
	2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4)	40日車	80日車
	3 疾病、疲労等による運行の業務	80日車	160日車
	4 薬物等使用運行の業務	100日車	200日車
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②ニに該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。		
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反		
	①未配置5件以下	10日車	20日車
	②未配置6件以上	20日車	40日車
運輸規則第21条第7項	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	40日車	80日車
運輸規則第24条 第1項、第2項、第3項	点呼の実施義務違反(注1)		
	1 未実施(注2)(注3)	40日車	80日車
	2 不適切(注4)	20日車	40日車
	3 軽微な違反(「1」「2」「4」以外の違反)	警告	10日車
	4 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	100日車	200日車
	(注1) 未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反		
	検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		

運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	40日車	80日車
	2 記録事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
運輸規則第24条第6項	点呼状況の録音及び録画記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	警告	10日車
	2 記録事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記録	60日車	120日車
運輸規則第24条第7項	アルコール検査状況の写真記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	警告	10日車
	2 記録事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記録	60日車	120日車
運輸規則第25条第1項、第2項、第4項	業務の記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	30日車	60日車
	2 記録事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反（注）		
	1 記録なし又は記録の保存なし	30日車	60日車
	2 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	（注） 令和6年4月1日以降（令和6年3月31日以前に登録を受けた車両に関しては、令和7年4月1日以降）、運行記録計はデジタル式運行記録計に限る。ただし、自動車の構造上の理由により当該告示で定める運行記録計を備えることが困難な場合は、この限りでない。		
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	20日車	40日車
	2 記録事項の不備	警告	10日車
運輸規則第28条	経路の調査等の義務違反	警告	10日車
運輸規則第28条の2第1項	運行指示書の作成等義務違反		
	1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反	30日車	60日車
	2 記載事項等の不備	警告	10日車
運輸規則第28条の2第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反	20日車	40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反		
	1 作成		
	①一部作成なし	10日車	20日車
	②全て作成なし	20日車	40日車
	2 記載事項等の不備	警告	10日車
運輸規則第37条第2項、第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。）による運転者に対する指導監督義務違反		
	1 「2」「4」「5」以外の違反（注1）		
	①一部不適切（実施2／3以上）	警告	10日車
	②一部不適切(実施1／2以上2／3未満)	20日車	40日車
	③大部分不適切（実施1／2未満）	40日車	80日車
	2 飲酒運転防止（アルコール検知器使用）に係る指導監督義務違反（注2）	60日車	120日車
	3 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反（注3）	100日車	200日車
	4 最高速度違反行為（下命又は容認に係るものを除く。）に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの（注4）	別紙1	
	5 駐停車違反（駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。）、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置駐車違反」という。）等運転者の道路交通法違反（4の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。）に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの（注4）	別紙2	
	（注1） 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 飲酒運転防止（アルコール検知器使用）に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。 （注2） アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。		

	（注3） 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。 （注4） 通達本文3．（3）の規定により、別途個別に処分するものとする。		
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反		
	1 記録		
	① 一部記録なし又は記録の一部保存なし	警告	10日車
	② 全て記録なし又は記録の全て保存なし	40日車	80日車
	2 記載事項等の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反		
	1 特別な指導の実施状況（注）		
	①一部不適切（実施1／2以上）	20日車	40日車
	②大部分不適切（実施1／2未満）	40日車	80日車
	2 適性診断の受診状況		
	①受診なし1名	20日車	40日車
	②受診なし2名以上	40日車	80日車
	（注） 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況		
運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
	特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存		
	1 記録		
	① 一部記録なし又は記録の一部保存なし	警告	10日車
	② 全て記録なし又は記録の全部保存なし	40日車	80日車
	2 記載事項等の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
運輸規則第38条第4項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1088号。）による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条（道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40条から第43条まで、第47条）	点検整備関係義務違反 整備不良車両		
	1 整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。）	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	2 不正改造のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
	4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの（注）	20日車	40日車
	（注） ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていたことの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。		
（車両法第47条の2）	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数）		
	①未実施回数5回以下	警告	3日車×違反車両数
	②未実施回数6回以上14回以下	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数
	③未実施回数15回以上	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数
（車両法第48条）	定期点検整備等の未実施		

	1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	 警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 通達本文4.(1)②ト及び5.(1)③による	 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3 に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	 警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	 通達本文4.(1)②チ及び5.(1)③による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	 警告 60日車	 10日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条第25条、第26条、第26条の2、第28条、第28条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
改正前の 運輸規則第47条の8第1項	乗合運送の許可を受けた者の義務違反 1 乗車券の発行及び記載事項違反 2 運賃の払戻し義務違反 3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 4 運送中断の際の取扱い義務違反 5 早発の禁止違反 6 事故に関する公示義務違反 7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 (1)作成 ①一部作成なし ②全て作成なし (2)営業所への備付け (3)記載事項の不備 (4)運転者への指導 ①一部不適切 ②大部分不適切 8 運行表の作成、運転者の携行義務違反 (1)作成 ①一部作成なし ②全て作成なし (2)運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし (3)記載事項の不備 9 禁煙表示の掲示義務違反 10 停留所の名称の掲示義務違反	 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 警告 10日車 警告 警告 警告 10日車 警告 10日車 警告 勧告 勧告	 警告 警告 警告 警告 警告 警告 10日車 20日車 10日車 10日車 10日車 20日車 10日車 20日車 10日車 40日車 10日車 警告 警告
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	20日車	40日車

運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反		
	①不適切	警告	10日車
	②未制定	20日車	40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反（指導監督不適切）	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習（特別講習）受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第68条	運行管理補助者の選任解任届出違反		
	1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車
	2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反		
	①一種類の管理不適切	警告	10日車
	②複数種類の管理不適切	20日車	40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5.（1）④ホによる	
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反		
	1 未届出	10日車	20日車
	2 虚偽届出	60日車	120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運輸規則第47条の7第1項	輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反		
	1 未報告	警告	10日車
	2 虚偽の報告	60日車	120日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争		
	1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数
	2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行（注1）	40日車	80日車
	3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い（注2）		
	①一部の運転者への支払い	10日車	20日車
	②全ての運転者への支払い	20日車	40日車
	4 その他	警告	10日車
	（注1） 「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」とは、「従前の「高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義等について」（平成24年10月31日付け、国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号）における「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義によるものとする。 （注2） 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定（産業別）最低賃金額（両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額）をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	通達本文5.（1）④へによる	
運送法第31条	事業の改善命令違反	通達本文5.（1）④トによる	
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4.（1）②リ及び5.（1）③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4.（1）②ヌ及び5.（1）③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出		
	1 未届出	警告	10日車
	2 虚偽届	60日車	120日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5.（1）②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5.（1）②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4.（1）②イ及び5.（1）③による	

運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	60日車	通達本文5.（1）⑦による
運送法第84条第1項	運送命令違反	通達本文5.（1）④チによる	
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反		
	条件又は期限違反（注）	20日車	40日車
	（注） 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険の未加入を除く。		
運送法第94条第1項	報告義務違反		
	1 未報告	警告	10日車
	2 虚偽の報告	60日車	120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	通達本文4.（1）②ル及び5.（1）③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
第3号	死亡届出	勧告	ー
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	警告
第5号	命令を実施した届出	勧告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	警告

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1．違反適用条項
　運輸規則第38条第1項

2．行政処分等の対象
　最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者（当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。）を対象とする。
(a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
(b) 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取
(c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3．行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4．行政処分等の基準の適用
① 2．(a)の協議又は2．(b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあっては、文書による警告を行うものとする。
　また、2．(a)の協議及び2．(b)の意見聴取がなく、2．(c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
　ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30㎞/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40㎞/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、2．(a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3．の再違反の基準を適用するものとする。
② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2．により最高速度違反行為が確認され、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの基準に達した場合には、3．の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。
　ただし、この場合、大型車両（乗車定員が30人以上のものをいう。）にあっては、1つの最高速度違反を1．5件として計算するものとする。

(ｱ) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合
（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。）

(ｲ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合
（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について（平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号）Ⅰ1．(3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1．適用条項
運輸規則第38条第1項

2．行政処分等の対象
駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反（救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。）について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。
(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3．行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4．行政処分等の基準の適用
① 2．(a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2．の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2．(a)の意見聴取がなく、2．(b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数（複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。）が3件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2．の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2．による違反件数の総和が、10件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合には、3．による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号）Ⅰ1．(3)の 規定を準用する。